

入札参加資格審査申請書の変更にかかる提出書類一覧

年度途中で申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書（国交省様式又は真庭市様式）に次の書類を添付して郵送又は持参してください。

変更内容		必要書類 (国交省様式又は真庭市様式)	登記事項証明書 ※6	身分証明書 (個人事業者のみ)	委任状 又は真庭市様式)	使用印鑑届	許可(登録) 証明書等 (建設業許可証明書等)	資格証明書	納税証明書(完納証明) ※6	任意様式又は建設業許可廃業 届や行商廃業届含む)	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	合併又は分割契約書 定款	その他引継ぎ書類
0	商号又は名称	●	○		△	●	○				▲		
1	法人代表者又は本社所在地(委任先なし)	●	○										
2	法人代表者又は本社所在地(委任先あり)	●	○		○								
3	個人代表者	●		○		●	○						
4	代表者の役職名(委任先なし)	●	○			▲							
5	代表者又は受任者の役職名(委任先あり)	●	○		○	▲							
6	経営組織(合併・分割含む) ※1	●	○	△	△	▲	△	△ ※4				○	
7	受任者	●			○			△ ※5					
8	委任先所在地	●	△		△		△						
9	電話及びFAX番号	●											
10	使用印鑑	●			△	●							
11	許可事項又は登録事項 ※2	●					○						
12	技術職員 ※3	●						○					
13	営業の休廃止	▲								▲			
14	経審の更新(建設工事のみ)	●									○		
15	申請業種又は申請部門	●					○	△					

※1 法人から個人に変更する場合は、変更申請書と身分証明書の提出で足りる。合併、分割により債権債務を継承する側が提出し、吸収される側は廃止届を提出してください。

※2 測量業者・建築士事務所等の新規登録の場合は、営業所の登録を確認できる書類又は省庁に登録申請する際の申請書(別紙)の写しを添付してください。

※3 技術職員に変更・追加がある場合は該当職員のみ書類を提出、退職の場合は任意様式で退職者氏名をご提出ください。

※4 経営組織の変更により、債権債務を承継する側が新たに入札参加資格を取得する場合はご提出ください。

※5 委任先となる事業所を変更する場合は、新たに委任先となる事業所の納税証明書をご提出ください。委任先の代表者変更の場合は不要です。

※6 各種証明書は起算して3か月以内の発行日のものを添付してください。

●必要書類(原本)、○必要書類(写し可)、▲該当する場合必要(原本)、△該当する場合必要(写し可)